法務省矯成訓第３３１２号

矯正管区長
行刑施設の長

刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令を次のように定める。
平成１８年５月２３日

法務大臣 杉 浦 正 健

# 刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　刑執行開始時の指導（第３条－第５条）
第３章　釈放前の指導等（第６条－第８条）
附則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、刑執行開始時及び釈放前の指導等を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

## 第２章　刑執行開始時の指導

（刑執行開始時の指導の実施施設）

第３条　法第８６条第１項第１号に定める指導（以下「刑執行開始時の指導」という。）は、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３０８号大臣訓令。以下「処遇調査訓令」という。）第６条第２項に規定する処遇施設（以下「処遇施設」という。）のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める刑事施設において行うものとする。

（１）処遇調査訓令第９条に規定する調査センター（以下「調査センター」という。）において刑執行開始時調査を行うとき　調査センター

（２）処遇調査訓令第６条第２項に規定する確定施設（以下「確定施設」という。）から処遇施設又は調査センターへの移送に相当の期間を要する場合において、確定施設の長が必要と認めるとき　確定施設

（刑執行開始時の指導の期間の延長又は短縮）

第４条　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成１８年法務省令第５７号。以下「規則」という。）第４４条第３項の規定により刑執行開始時の指導の期間を延長する場合には、延長後の指導の期間は、受刑者の疾病その他やむを得ない事由により刑執行開始時の指導を行うことができない日を除き、おおむね４週間以内（複数の刑事施設において刑執行開始時の指導を行う場合にあっては、それぞれの刑事施設において刑執行開始時の指導を開始した日から終了した日までの期間の合計がおおむね６週間以内）とする。

２　規則第４４条第３項の規定により刑執行開始時の指導の期間を短縮する場合には、刑執行開始時の指導を行う日が３日を下回ってはならない。ただし、矯正局長が定めるところにより、１日までに短縮することができる。

（刑執行開始時の指導の内容及び方法）

第５条　刑執行開始時の指導は、次に掲げる事項（調査センターで行う刑執行開始時の指導にあっては第１号、第２号、第５号、第６号及び第７号に掲げる事項、確定施設で行う刑執行開始時の指導にあっては第１号、第２号、第５号、第６号及び第７号に掲げる事項の全部又は一部）について、講話、個別面接、相談助言、実技その他の適当な方法によって行う。

（１）受刑の意義

（２）矯正処遇の制度及び意義

（３）処遇要領に定める個別の矯正処遇の目標並びにその達成のために実施する矯正処遇の内容及び方法

（４）社会復帰支援の内容及び意義

（５）刑事施設における生活上の心得

（６）集団生活上必要な行動様式

（７）起居動作の要領

２　刑執行開始時の指導は、実践カリキュラム（受刑者の特性その他の刑事施設の実情を考慮して定める刑執行開始時の指導のカリキュラムをいう。次項において同じ。）に基づき行うものとする。ただし、第３条第２号に定める確定施設で行う刑執行開始時の指導については、この限りでない。

３　実践カリキュラムは、標準カリキュラム（矯正局長が定める実践カリキュラムの標準となるカリキュラムをいう。）に基づき、刑事施設の長が定める。

## 第３章　釈放前の指導等

（釈放前の指導の期間の延長又は短縮）

第６条　規則第４５条第２項の規定により法第８６条第１項第２号に定める指導（以下「釈放前の指導」という。）の期間を延長する場合には、延長後の指導の期間は、おおむね４週間以内とする。

２　規則第４５条第２項の規定により釈放前の指導の期間を短縮する場合には、

短縮後の指導の期間は、３日を下回ってはならない。

（釈放前の指導の内容及び方法）

第７条　釈放前の指導は、必要に応じ、次に掲げる事項について、講話、個別面接、相談助言、社会資源を活用した各種体験その他の適当な方法によって行う。

（１）社会復帰の心構え

（２）釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与

（３）一般社会における生活にできる限り近似した日常生活の体験

（４）一般社会における生活の体験

（５）社会復帰後の就職に関する知識及び情報の付与

（６）一般社会における勤労の体験

（７）社会奉仕活動

（８）保護観察制度その他更生保護に関する知識の付与

（９）前各号に掲げるもののほか、帰住及び釈放後の生活に関し必要な事項

２　釈放前の指導については、第５条第２項本文及び第３項の規定を準用する。

（釈放前の指導を受けている受刑者の処遇）

第８条　釈放前の指導を受けている受刑者の居室は、原則として、その指導を受けていない受刑者とは別の居室を指定するものとする。

２　釈放前の指導を受けている受刑者の居室には、就労に関する書籍その他の円滑な社会復帰に資する物品を備えるよう努めるものとする。

３　釈放前の指導を受けている受刑者については、その自発性及び自律性を涵（かん）養するための役割活動を奨励するものとする。

附　則

１　この訓令は、法の施行の日（平成１８年５月２４日）から施行する。

２　釈放前指導等に関する訓令（平成６年法務省矯教訓第７０６号大臣訓令）及び刑執行開始時の指導及び訓練に関する規程（平成６年法務省矯保訓第１９９６号大臣訓令）は、廃止する。

３　法の施行の際、現に、前項の規定により廃止される前の釈放前指導等に関する訓令又は刑執行開始時の指導及び訓練に関する規程に基づく指導等を受けている受刑者については、この訓令に定める指導を受けているものとみなす。

附　則〔平成１９年法務省矯総訓第３３６１号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第５８号）の施行の日（平成１９年６月１日）から施行する。

附　則〔令和５年法務省矯成訓第１４号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律６７号）附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（令和５年１２月１日）から施行する。

附　則〔令和７年法務省矯成訓第６号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律６７号）の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。